

公益社団法人千葉県看護協会長 様  
一般社団法人千葉県訪問看護ステーション協会長 様

千葉県健康福祉部健康福祉政策課長  
(公印省略)

### 自宅療養者等診療体制強化事業に係る取扱いの一部変更について

本県の新型コロナウイルス感染症対策については、日頃格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱に基づく補助のうち、「自宅療養者等診療体制強化事業」に係る取扱いについて、令和4年12月5日から、補助対象となる診療行為を明確化するため、下記のとおり変更することとしましたので、内容を御了知いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 主な変更内容

県又は保健所設置市の依頼の有無にかかわらず医療機関が県に対し直接申請できるよう、申請時の添付書類から「外来診療・往診依頼書」を削除し、一方、コロナ感染症患者の症状悪化による診療・訪問看護であることを客観的に判断できるよう、代替として診療明細書又は訪問看護療養費明細書の写し等を追加する。

#### 2 対象者

- (1) 千葉県内の自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の病状が悪化したことにより往診を行った医療機関。
- (2) 夜間・休日等の時間外に、千葉県内の自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の病状が悪化したことにより外来診療（電話等情報通信機による診療を除く。）を行った医療機関。
- (3) 自宅等で療養している新型コロナウイルス感染症患者の病状が悪化したことにより緊急訪問看護を行った訪問看護実施事業所。

#### 3 交付申請時に添付いただく診療明細書等の写しで確認する、対象となる診療行為等が実施されたことが分かる項目

- (1) 往診料及び新型コロナウイルス感染症患者に限って算定される診療報酬
- (2) 時間外等加算及び新型コロナウイルス感染症患者に限って算定される診療報酬
- (3) 緊急訪問看護加算（診療報酬上臨時的取扱）

#### 4 基準額

|      | 平日日中       | 夜間・休日       |
|------|------------|-------------|
| 外来診療 | 対 象 外      | 100,000 円/件 |
| 往 診  | 50,000 円/件 | 100,000 円/件 |
| 訪問看護 | 20,000 円/件 | 40,000 円/件  |

#### 5 留意事項

令和4年12月5日以降に実施された診療行為等に対する補助金の申請には、診療報酬明細書等の写しによる報告が必要となります。

その他具体的な交付申請手続等については改めてお知らせします。

担当

千葉県健康福祉部健康福祉政策課  
地域医療構想推進室

メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp